開花プログラム 健やかで安心できる支え合いのまちづくり

- 1 誰もが健康で暮らせるために
- 2 支え合いのまちをつくるために
- 3 市民が主役のまちをつくるために

医療体制の充実

現 状 と 課 題

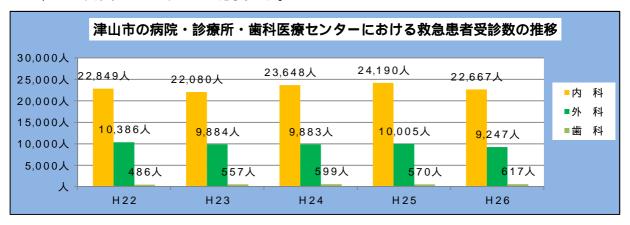
高齢化の進行や食習慣の変化、精神的ストレスの増加などにより、地域医療に対するニーズは、増大しており、安心で良質な医療サービスを受けることができる地域医療体制の整備、充実が求められています。

本市では、市民が安心して診療を受けられるよう、地域の初期治療を担う「かかりつけ医」の普及を図りながら、突然の発症に対しては、初期、二次、三次といった系統的な救急医療体制を整備しています。

しかし、現在の医療体制を充実・維持させていくうえで、医師の高齢化や看護師の不足などの課題も抱えています。

今後、先進医療の普及など医療機能の一層の充実を図るとともに、救急医療の適正な利用 の啓発や医師などの人材の確保によって、より充実した救急医療体制を強化していくことが 必要です。

また、歯科診療については、休日救急診療のほか、障害者診療や寝たきり老人歯科診療などを、より充実していくことが必要です。



(資料:健康増進課調べ)

基 本 方 針

地域医療に対する多様なニーズを的確にとらえ、市民一人ひとりがきめ細かな医療サービスを受けられるよう、医療体制の充実及び医療機関相互の機能分担と連携強化に努めます。

将来の目標

市民満足度指標	満足度(平成 27 年度)	目標(平成37年度)
安心の医療体制が整っている	58.7 点	

成果指標	説明	現状値(平成26年度)	目標値(平成37年度)
休日等における救 急受診患者数	市内医療機関にて休日等に受診した 救急患者数(年間)	22,667(内科) 9,247(外科) 617(歯科)	20,000(内科) 8,000(外科) 450(歯科)

施策の方向と主な取組

1 地域医療体制の充実

地域で初期治療を担う「かかりつけ医」の市民への普及を図ります。 また、先進医療に取り組む事業者への支援など、医療機能の一層の充実や医療連携の強化に努め、より良質・高度な医療サービスが提供できるよう、医療体制の充実を図ります。

2 救急医療体制の充実

緊急度・重症度に応じて、救急患者が迅速かつ適切に診療を受けることができるよう、 初期、二次、三次といった系統的な救急医療体制と休日における歯科救急医療体制の一層 の充実に努めます。

健康づくりの推進

現 状 と 課 題

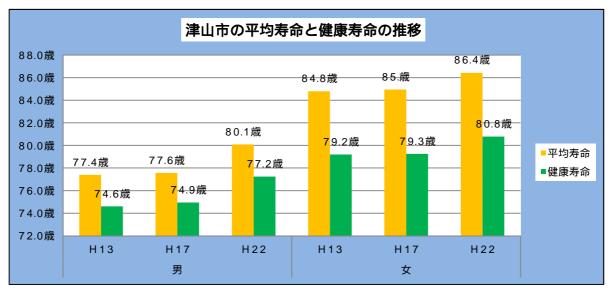
近年、医学の発展と医療技術の進歩、医療サービス水準の向上、病院や診療所などの医療施設の増加、食事と栄養の改善、生活水準の向上などにより、急速な寿命延伸が進み、我が国は、世界有数の長寿国になりました。

一方で、生活習慣の変化や社会環境の複雑化、高齢化の進行に伴い、生活習慣病やうつ病などの精神疾患、認知症などの増加が社会課題となっています。

本市では、「第2次健康つやま21」を策定し、望ましい生活習慣を身につけて、いきいきと生活することができるよう、「からだの健康づくり」や命を大切にし、こころ豊かに生活できるよう、「こころの健康づくり」に取り組んでいます。

今後も、健康寿命の延伸をめざし、個人の自主的で主体的な取組と地域社会全体の支援により、生涯を通じた「からだとこころの健康づくり」を推進することが求められています。

また、食育の推進により、生活習慣病の予防や改善、バランスのとれた健全な食生活を実現し、健康の保持・増進を図ることが必要です。



(資料:岡山県衛生統計年報、健康増進課調べ)

基 本 方 針

市民の自主的かつ主体的な疾病予防などへの取組と地域社会全体の支援により、健康寿命の延伸を図り、生涯を通じた「からだとこころの健康づくり」を推進します。 健全な食生活の実現に向けた食育の推進を図ります。

市民満足度指標	満足度(平成27年度)	目標(平成 37 年度)
「からだとこころの健康づくり」が推進できてい る	59.1 点	

成果指標	説明	現状値(平成26年度)	目標値(平成37年度)
健康寿命	認知症や寝たきりなどにならない状態で、自立して健康に生活できる期間	男 77.24 歳 女 80.79 歳 (平成 22 年度)	男 79.0 歳 女 82.5 歳

施策の方向と主な取組

1 健康づくりと疾病予防の推進

生涯を通じて健やかに暮らせるよう、生活習慣の改善、疾病予防、早期発見・治療をめずし、健康診査、予防接種などの「からだの健康づくり」の充実に取り組みます。 また、市民が命を大切と感じ、いきいきと自分らしく生活できるよう、「こころの健康づくり」に取り組みます。

2 健康づくり推進体制の充実

市民一人ひとりが、主体的に取り組めるよう、地域ぐるみの健康づくりを推進します。 また、愛育委員・栄養委員などの健康ボランティアの育成と連携強化を図ります。

3 食育の推進

生活習慣病予防や健全な食生活の実現に向け、家庭、地域、教育現場、生産者などと連携を図りながら、個人や家庭における食育の推進を図ります。

地域福祉の充実

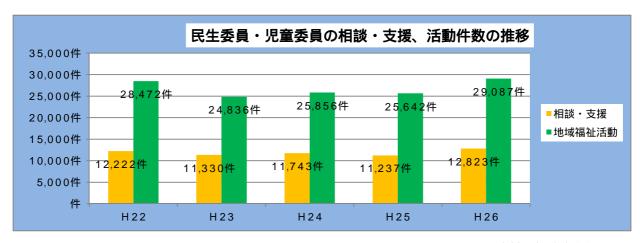
現 状 と 課 題

少子高齢化の急激な進行、核家族化などにより、家庭や地域のつながりが希薄化し、身近な住民同士の交流やコミュニケーション不足が指摘されています。

困った時に相談する相手がいない人や、助けが必要な状態にあることが把握されていない 人を支えるための仕組みづくりが求められています。

支援を必要としている人が地域のなかで安心して生活できるよう、本市は地域福祉計画を 策定し、行政と市民が協力して見守り・助け合いなどを計画的に推進してきました。

災害時の要支援者への対応、健康づくりの取組、子育ての支援など、公的サービスだけでは対応が困難な課題が増加するなか、町内会、民生委員・児童委員、愛育委員・栄養委員、老人クラブ、NPO(注)等ボランティア、関係団体などとの協働により、すべての人が支え合いながら、自立し安全・安心に暮らせるまちづくりが求められています。



(資料:生活福祉課調べ)

基 本 方 針

身近な住民同士の思いやり・助け合いや福祉に対する関心を高め、地域福祉活動への積極的な参画を促し、高齢者・障害者など市民の誰もが、住み慣れた地域で支え合い、心豊かに安心して暮らせるまちづくりを実現します。

市民満足度指標	満足度(平成 27 年度)	目標(平成37年度)
地域の住民が互いに助け合い、安心して暮らすこと ができている	59.7 点	

成果指標	説明	現状値(平成26年度)	目標値(平成37年度)
避難行動要支援者名簿登録 者数	避難に支援を要する人のうち、平常時から関係支援者への情報提供に同意した登録者数	551人	1,300人
福祉避難所の協定数	災害時に、健康面での配慮が 必要な避難者を受け入れる 施設数	16 施設	25 施設

施策の方向と主な取組

1 地域福祉活動の推進

地域福祉に対する市民意識の高揚を図るとともに、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、各種福祉団体等と協働して小地域ケア会議を開催し、地域福祉活動を充実することにより、市民一人ひとりが尊重し合い支え合うまちづくり(津山版地域包括ケアシステム)を実現します。

2 安全・安心なまちづくりの推進

市民一人ひとりが日頃から防災・防犯に対する意識を高め、備えることができる環境づくりに努めます。

特に、災害発生時に自ら避難することが著しく困難な人を支援するため、避難行動要支援者名簿を整備し、地域で民生委員や自主防災組織等が中心となって、平常時から支え合う体制づくりを進めます。

【用語説明】

NPO・・・公益的なサービスを提供し、営利を目的としない民間団体。

高齢者福祉の充実

現状と課題

我が国の人口の高齢化は急速に進んでおり、高齢化率は26%を超え、10年後の平成37年には30.3%に達すると見込まれています。

本市においては、平成27年8月現在28.3%であり、全国及び県平均を上回っています。 近い将来、高齢者人口は減少に転じることになりますが、それ以上に速いペースで子ども や働き盛り世代の人口が減少するため、当面、高齢化率は上昇し、単身や高齢者のみの世帯 の割合も増加を続けると見込まれています。

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するためには、地域で支え合う仕組みを整えるとともに、高齢者が健康にくらし、生きがいをもって活躍できる環境を作る必要があります。

また、認知症など介護を必要とする高齢者が年々増加する中で、多くの高齢者はできる限り自宅で生活を続けたいという希望を持っていることから、高齢者の実情に合った介護サービスなどの支援が必要です。



(資料:住民基本台帳)

基 本 方 針

高齢者ができる限り住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防及び生活支援が包括的に提供される仕組みや、地域全体で支え合う仕組みの構築、在宅医療と介護などの連携など、地域包括ケアシステムの構築を図ります。

市民満足度指標	満足度(平成27年度)	目標(平成37年度)
高齢になっても介護サービスなどを利用して、住み 慣れた地域でくらし続けることができている	58.5 点	

成果指標	説明	現状値(平成26年度)	目標値(平成37年度)
小地域ケア会議の設置数	連合町内会の支部単位で、地域 住民が専門職や行政などととも に、地域課題を検討し解決する ための協議の場の設置数	14 支部	44 支部
元気な高齢者の割合	高齢者のうち要介護認定を受け ていない人の比率	78.7%	80.0%

施策の方向と主な取組

1 地域支援事業の推進

高齢者を地域全体で支え合えることができるよう、小地域ケア会議の設置、医療と介護の連携、認知症施策の推進、生活支援サービスなどに取り組むほか、より必要性が高まる総合相談や権利擁護などに対応するため地域包括支援センター(注)の充実強化を図ります。

平成 29 年 4 月から導入する新しい介護予防・日常生活支援総合事業については、既存のサービス利用者や事業者など関係者から理解を得て、円滑に事業移行を図るほか、めざせ元気!! こけないからだ講座 (注) などの普及拡大により、地域ぐるみの介護予防活動を進めます。

2 介護保険事業の推進

介護が必要になっても、できる限り住み慣れた地域や家庭で、自立した生活が継続できるよう、介護サービス提供基盤の計画的整備、事業者への情報提供・実地指導などを通じ、 介護サービスの充実と質の向上を図ります。

また、介護保険事業者連絡協議会の運営に協力し、介護人材の育成を目的とした研修会などを開催します。

3 高齢者が活躍できる環境づくりの推進

高齢者の就労促進や仲間づくり・健康づくりなど、生活を豊かにする活動を支援し、高齢者が生きがいをもって充実した生活を送ることができる環境づくりを推進します。

【用語説明】

地域包括支援センター・・・介護保険法に基づき、高齢者の地域ケアの中核拠点として設置される機関。社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャーなどの専門職を配置し、高齢者や家族からの総合的な相談や、虐待防止などの権利擁護、関係機関との連携調整などを行う。

めざせ元気!!こけないからだ講座・・・高齢者が定期的に集まり、歌いながら基本的な動作を繰り返しゆっくり行う体操。足腰や肩の筋肉を鍛えることにより、転倒しないで行動できることをめざした運動プログラム。

障害者福祉の充実

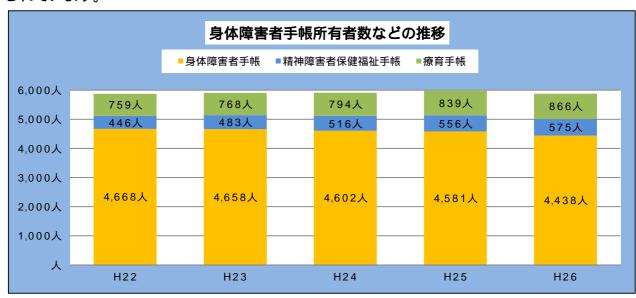
現 状 と 課 題

本市においては、身体障害者手帳を所持する人は減少していますが、精神障害者保健福祉 手帳、療育手帳を所持する人は増加しております。

障害福祉サービスの利用については、各手帳所持者と発達障害の人に加え、難病の人にも 拡大され、利用者数は年々増加傾向にあります。

障害福祉サービスの実施にあたっては、障害のある人の生活やニーズの多様化・複雑化とともに、障害の有無にかかわらず、地域の人たちの理解と協力を支えに、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、居宅介護や生活介護などの生活支援に加え、日中活動の場の確保や、居場所、就労先の確保など、さらなる支援体制の充実が求められています。

また、育児相談や児童相談などを通じ、子どもの心身の発達状況に応じて医療機関や療育機関に引き継ぐなど、障害の早期発見、早期療育を実施していますが、これらに加え、子どもの接し方に悩む保護者の障害への理解の促進や、子どもの成長に応じた支援の充実も求められています。



(資料:障害福祉課調べ)

基 本 方 針

障害者が、住み慣れた地域社会と関わりながら、自らの能力を発揮し生きがいを持って生活できるよう、心身の状態に応じた福祉サービスや地域生活支援事業の充実、就労の場の確保に努めます。

障害者の人格と個性を尊重し、障害者が安心して暮らせる地域づくりを進めます。

市民満足度指標	満足度(平成27年度)	目標(平成37年度)
障害者支援サービスなど、障害者福祉が充実して いる	59.1 点	

成果指標	説明	現状値(平成26年度)	目標値(平成37年度)
訪問・日中活動系サービス の実利用者数	障害者の地域社会における 自立した生活を支援するサ ービスの実利用者数	812 人 (9 月分実績)	950 人 (9 月分実績)
地域生活支援拠点・体制の 整備数	障害者が地域生活へ移行するための相談や、緊急時の受け入れを行う拠点・体制の整備数	未整備	2 ヶ所以上の整備

施策の方向と主な取組

1 障害者総合支援法への対応とサービスの拡充

国において定期的に見直される障害福祉サービスなどについて、障害のある人の現状やニーズを踏まえた計画を策定し、本市における施策の方向性や見込み量を示します。この計画に従い、地域の実情や、必要とされる支援の程度に応じた利用者本位のサービスが提供できるよう、障害福祉サービスの充実を図ります。

2 相談支援体制の充実

障害者が住み慣れた地域で安心して生活できるようにするためには、障害者や家族からの相談、自立に向けた一人ぐらし体験などの機会の提供、緊急時の受け入れや専門的人材の確保・養成など、さまざまな支援が必要です。これらの支援の中心的な役割を担う地域生活支援拠点・体制を整備するとともに、障害福祉サービス等利用計画を作成する相談支援事業所の質の向上と、相談支援体制の充実に努めます。

3 就労の場の確保などによる自立支援

障害者の経済面における自立を促進するため、就労の機会の提供や就労に必要な知識や 能力向上のための訓練などの支援を行う就労系サービス事業所を確保するとともに、障害 者就労施設などからの物品調達を促進します。

低所得者福祉の充実

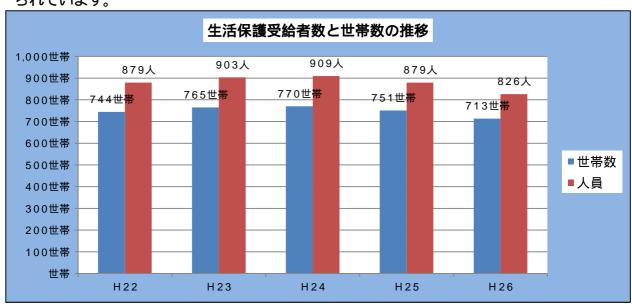
現 状 と 課 題

厳しい社会情勢により、非正規雇用労働者や長期失業者が増加し、また、家族や地域社会 とのつながりが希薄化しているため、社会的に孤立する人が増加しています。こうした背景 から、いったん生活保護を受けると脱却が困難で、貧困や格差の拡大が固定化する傾向にあ ります。

特に、生活面において社会的・経済的影響を受けやすい低所得者層の生活の安定を図るためには、重層的なセーフティネット(注)と、雇用・就労対策の充実が必要です。

本市の生活保護の状況は、平成 24 年度以降微減傾向にあるものの、被保護者の受給期間は長期化する傾向にあることから、被保護者の能力・状況に応じた集中的かつ切れ目のない自立支援体制の強化が必要です。

また、本市では生活保護に至る前の段階にある生活困窮者の自立を支援するため、平成 27年4月に、自立相談支援センターを開設し、生活困窮者の支援にあたっており、引き続 き、関係機関と連携して地域の支援体制を構築し、自立の促進に向けた包括的な取組が求め られています。



(資料:生活福祉課調べ)

基 本 方 針

低所得者や生活に困窮した人が、健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、 適切な支援を行うとともに、関係機関と連携しながら、自立を阻害する要因の把握に努め、 個々の状況に応じた支援を行います。

市民満足度指標	満足度(平成27年度)	目標 (平成 37 年度)
生活に困った時、相談したり、自立を支援す る体制が整っている	53.7 点	

成果指標	説明	現状値(平成26年度)	目標値(平成37年度)
支援を受け就労した世帯数	就労により収入増や自立 することができた生活保 護・生活困窮者の世帯数	27 世帯/年	50 世帯/年

施策の方向と主な取組

1 生活保護制度の適正運用

被保護世帯に対して、生活状況や身体状況を把握し、適切な支援を通じ制度の適正な運用を進めるとともに、必要に応じて就労支援プログラムを策定し、指導・助言を行いながら、自立の促進に努めます。

2 生活の安定と自立支援の促進

多様化する生活困窮者の状況に応じ、経済的自立のみならず社会的自立を図るため、具体的なプランを作成し、生活の安定や自立に向けた支援などを継続的に行う自立相談支援センターを中心に、関係機関と連携して支援に努めます。

【用語説明】

セーフティネット・・・経済的困窮者に対して、最低限の生活を続けられるようにする生活保護などの社会保障制度。

国民健康保険事業の充実強化

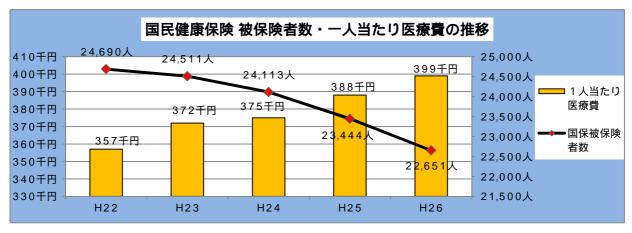
現 状 と 課 題

国民健康保険制度は、国民皆保険を担う公的医療保険制度として、地域住民の医療確保と健康の保持・増進に大きな役割を果たしてきました。

しかし近年、国民健康保険の財政運営は、保険料負担能力が低い低所得者層の増加や、被保険者の高齢化、医療技術の高度化、生活習慣病患者の増加による医療費の膨張など、非常に厳しくなっています。

平成30年度以降は、国民健康保険制度改革により、都道府県が市町村とともに国民健康保険の運営を担うことになり、都道府県と市町村の役割分担が見直されるなど、取り巻く環境は大きく変わろうとしています。

このような状況のもと、特定健康診査・特定保健指導などに引き続き積極的に取り組み、 医療費の適正化を図りつつ、保険料の収納率向上に努め、今後予定されている制度改正の動 向なども踏まえながら、国民健康保険事業の運営を安定的に行っていく必要があります。



(資料:保険年金課調べ)

基 本 方 針

特定健康診査・特定保健指導による生活習慣病対策など被保険者の健康づくりに積極的に 取り組み、医療費の適正化を図るとともに、保険料の収納率向上に努め、安定した国民健康 保険事業の運営に努めます。

市民満足度指標	満足度(平成27年度)	目標 (平成 37 年度)
国民健康保険事業の健診と健康指導が充実 している	65.2 点	

成果指標	説明	現状値(平成26年度)	目標値(平成37年度)
特定健康診査・保健指導の 受診率	特定健康診査・保健指導対象 者に対する受診者の割合	特定健康診査 23.8% 特定保健指導 20.5%	特定健康診査 30.0% 特定保健指導 25.0%
ジェネリック医薬品 (注) の利用率	薬剤総量に対するジェネリ ック医薬品の割合	26.7%	40.0%

施策の方向と主な取組

1 国民健康保険事業の安定運営

国民健康保険事業の健全な運営を図り、安心して受診できるよう、市民への保険制度の 周知に取り組むとともに、保険料の適正賦課と収納率向上や、ジェネリック医薬品の利用 率向上などによる医療費の適正化に取り組みます。

2 疾病予防に向けた特定健診・特定保健指導と重症化予防事業の推進

被保険者の健康づくりを図るとともに、医療費の適正化に資することを目的に、疾病予防事業などに取り組みます。

特に、生活習慣病を予防するために実施する特定健診の受診率向上に努め、受診者の早期治療、早期指導につなげます。

特定健診受診者のうち生活習慣病発症のリスクがあり、医師などの指導により維持・改善できる者を対象として実施する特定保健指導の利用率を向上させることにより、重症化の予防を図ります。

生活習慣病のなかでも、被保険者の生活や医療費への負担が大きい糖尿病性腎症など生活習慣病の重症化を予防することにより、被保険者の生活の質の向上と医療費の抑制を図ります。

【用語説明】

ジェネリック医薬品・・・新薬の特許が切れた後に販売される医薬品で、新薬と同じ有効成分を同量含んでおり、同等の効能や効果が得られると認められた価格の安い医薬品。

人権尊重・平和施策の推進と男女共同 参画社会の実現

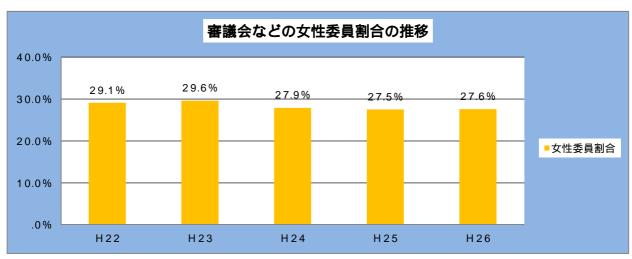
現 状 と 課 題

本市では、市民一人ひとりの人権が尊重され、だれもが自分らしくいきいきと暮らせる社会の実現をめざしてきました。

しかし近年、児童や高齢者への虐待、DV(注)などの問題が深刻化するとともに、SNS(注)などICT(注)の普及による、いじめやプライバシーの侵害など新たな人権問題が生じています。

また、市民団体と協働・連携し、核兵器の廃絶と恒久平和の実現に取り組んでいます。戦後70年を経て戦争の記憶は風化しつつありますが、戦争の悲惨さと平和の大切さは、今後とも後世に伝えていく必要があります。

本市は、男女平等に向けたさまざまな取組を進めるため、平成11年に男女共同参画センター「さん・さん」を設置し、男女共同参画施策を進めてきました。これからも、男女がともに対等な立場で各分野に参画でき、また、仕事と家庭生活との調和を図り(ワーク・ライフ・バランス)、安心して子育てや介護ができる社会を築いていくことが必要です。



(資料:人権啓発課調べ)

基 本 方 針

すべての市民の人権が尊重されるよう、人権教育・人権啓発を推進し、平等で明るく幸せに生活できる社会を築きます。

男女共同参画意識の醸成と環境づくりを推進し、男女の性差を認め合い個性と能力を十分に発揮できる社会の実現をめざします。

市民満足度指標	満足度(平成27年度)	目標 (平成 37 年度)
一人ひとりの人権が尊重されている	60.8 点	

市民満足度指標	満足度(平成27年度)	目標(平成37年度)
社会的に男女の格差がなくなり、男女共同参画が進 展している	56.9 点	

成果指標	説明	現状値(平成26年度)	目標値(平成37年度)
審議会などの女性委員の割 合	政策・方針決定過程への女性 参画の割合	27.6%	40.0%

施策の方向と主な取組

1 人権啓発・人権教育の推進

市民一人ひとりが、人権についての正しい理解と認識を深め、お互いを尊重することのできる社会を形成するため、人権教育・人権啓発施策を推進し、人権意識の高揚を図ります。

2 平和意識の啓発

戦争の悲惨さを後世に伝え、平和の尊さを訴えるため、市民団体と協働で各種啓発活動を行い、市民の平和意識の高揚を図ります。

3 あらゆる分野への男女共同参画の推進

男女ともにあらゆる分野において参画することが可能となるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進などにより、事業者や市民団体と連携し、男女共同参画の促進を図ります。

【用語説明】

DV・・・ドメスティック・バイオレンス (Domestic Violence)。配偶者や恋人など 親密な関係にある、またはあった異性から振るわれる暴力。

SNS・・・エス・エヌ・エス (Social Networking Service)。人と人とのつながりを電子化して促進・サポートするサービス。

ICT・・・アイ・シー・ティー(Information and Communications Technology)。情報通信技術。コンピューターや情報通信ネットワークなどの情報コミュニケーション技術。

地域活動の推進と地域力の強化

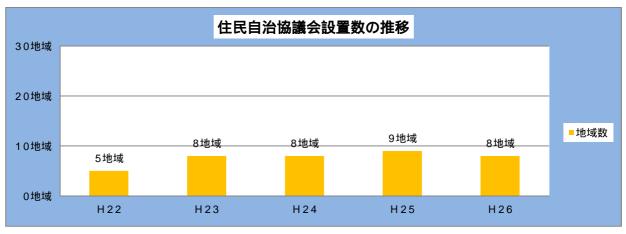
現 状 と 課 題

本市では、それぞれの地域において、市民の連帯意識や助け合い・支え合いの精神により、 町内会をはじめとする地域コミュニティが形成され、福祉・防災・スポーツなどさまざまな 活動が行われてきました。

しかし、少子高齢化や人口減少の進行、核家族化や生活様式の多様化などにより、地域活動への市民参加が減少し、地縁的な繋がりが希薄になりつつあります。一方で、高齢者世帯が増加するなか、家族に代わる見守りや災害時に備えた対策など市民と行政が協働して取り組む必要があり、地域で暮らす市民が安心して快適に暮らせるよう、町内会などのコミュニティ活動を推進し、市民相互の連携を深めて活力ある地域をつくることが求められています。

また、合併した周辺地域や中心市街地などにおいては、急速に人口減少・高齢化が進んでおり、コミュニティ活動の推進とともに、他地域からの人材支援や埋もれた地域資源を活用したまちづくりが求められています。

今後は、生活環境やコミュニティ、地域活動の場を維持するための拠点づくりを進め、地域での支えあいのシステムを構築していくことが必要です。



(資料:協働推進室調べ)

基 本 方 針

町内会活動などのコミュニティ活動を推進するとともに、地域コミュニティの活動拠点となる町内集会施設の整備に努めます。

地域における活動や課題解決に、地域住民が主体的に参画できる取組を進めます。そのため市民活動や住民自治協議会の活動への支援を行い、市民と協働しながら地域力の強化を図ります。

市民満足度指標	満足度(平成27年度)	目標(平成 37 年度)
町内会活動など地域活動の充実が図られている	64.3 点	

市民満足度指標	満足度(平成27年度)	目標(平成37年度)
地域の担い手育成が進み、地域の支えあいなど、地域力の強化が進んでいる	52.2 点	

成果指標	説明	現状値(平成26年度)	目標値(平成37年度)
住民自治協議会設置数	概ね小学校区を単位とした 地域の住民自治協議会の設 置数	8 地域	28 地域

施策の方向と主な取組

1 コミュニティ活動の推進

地域の諸活動や課題解決に対処するため、町内会などのコミュニティ活動を推進するとともに、地域コミュニティの活動拠点となる町内集会施設の整備に努めます。

2 市民活動の支援

市民自らが課題解決に向けての取組を促進するために提案型事業を実施するとともに、市民活動を支援するための相談や調整などの取組を推進します。

3 住民自治協議会の支援

地域の課題解決に向けて、地域住民が自ら設置する住民自治協議会の設立や地域と学校が連携した取組、地域の協力活動を行う「地域おこし協力隊」隊員の派遣など、地域活動を支援します。

4 小さな拠点の形成支援

現在、過疎・高齢化が進む概ね小学校区を範囲とした地域を対象として活動が活発に行われている住民自治協議会を発展させ、さまざまな地域の活動を活発化し、小さな仕事づくりや魅力創出による持続的な地域拠点の形成・運営を支援します。

【用語説明】

地域コミュニティ・・・地域住民が生活している場所で住民相互の交流を行っている集団。